

## 子育て支援計画における子ども・子育て支援事業計画の一部修正について

令和7年3月に策定した「子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）」について、児童育成支援拠点事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関しては、計画策定時における量の見込み等の算定が困難であったため、「事業概要」と「現状及び取組の方向性」のみを掲載していました。今回、量の見込み等の算定が可能となったため、現行の子育て支援計画における子ども・子育て支援事業計画の一部修正を行います。

### 計画の修正箇所について

No.	子育て支援計画 (令和7年度～令和11年度) 該当箇所		修正内容
	ページ	章及び節	
1	P.170	第6章 子ども・子育て支援事業計画 5 地域子ども・子育て支援事業の量 の見込みと提供体制	(16) 児童育成支援拠点事業 ・事業概要の一部変更 ・現状及び取組の方向性の削除 ・量の見込み（ニーズ量）の算定方法の追加 ・確保方策の考え方の追加 ・量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期の追加
2	P.171		(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・現状及び取組の方向性の削除 ・量の見込み（ニーズ量）の算定方法の追加 ・確保方策の考え方の追加 ・量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期の追加

## (16) 児童育成支援拠点事業

事業概要		<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童等とその家庭の状況に合わせた適切な支援を行うことで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。</p>				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		<p>実際に利用することが想定される児童数と、将来人口推計からニーズ量を算定しました。</p>				
確保方策の考え方		<p>事業の対象となると区が判断した小学4年生から高校3年生世代までの児童等に対して、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習や生活習慣の形成支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	小学4年生から高校3年生世代で利用可能性のある者	—	7人	7人	8人	8人
確保方策	児童育成支援拠点事業	—	10人	10人	10人	10人
[確保方策]-[ニーズ量]		—	3人	3人	2人	2人

※令和8年度から開始する事業のため、令和7年度の数値は算定していません。

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要		全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と実態調査における定期的な預かり事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		私立幼稚園、区立認可保育園、私立認可保育園、地域型保育事業所等の空きスペースや充足していない定員枠を活用し、乳児等通園支援事業を実施します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	0歳児	—	19人	20人	20人	21人
	1歳児	—	10人	11人	11人	11人
	2歳児	—	8人	8人	8人	8人
	合計	—	37人	39人	39人	40人
確保方策	区立認可 保育所	—	16人	16人	16人	16人
	私立認可 保育所等	—	21人	21人	21人	21人
	その他	—	18人	18人	18人	18人
	合計	—	55人	55人	55人	55人
[確保方策]-[ニーズ量]		—	18人	16人	16人	15人

※令和8年度から開始する事業のため、令和7年度の数値は算定していません。